

## 規制の事前評価書

### 1 規制の名称

暴力的要求行為等に伴う暴力行為による市民生活に対する危険を防止するための措置

### 2 担当部局

警察庁刑事局組織犯罪対策部企画分析課

### 3 評価実施時期及び分析対象期間

(1) 評価実施時期

平成24年2月

(2) 分析対象期間

平成20年8月から規制の新設に係る条項の施行の1年後までの間

### 4 規制の目的、内容及び必要性

(1) 規制の目的及び必要性

近年、暴力団との関係の遮断を図るため暴力団からのみかじめ料要求を拒絶した事業者等に対して、暴力団員がその報復として拳銃の発砲、手りゅう弾の投てき、放火といった危険な暴力行為を行う事案が相次いで発生している。例えば、平成22年9月には、愛知県において、みかじめ料の要求を拒否した風俗店に暴力団員がガソリンをまいて火を付けて従業員3名を殺傷しているほか、平成23年3月には、福岡県において、建設会社の取引先であるガス会社の社長宅に手りゅう弾が投てきされている。このような暴力団の危険な暴力行為は、事業者等に対する大きな脅威となっている。

みかじめ料要求を始めとする暴力団の威力を示して行う不当な要求行為（暴力的要求行為）については、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第9条により禁止されてはいるものの、違反した者に対して中止命令や再発防止命令を発出することができるのみ（命令違反には罰則）となっており、危険な暴力行為に発展するおそれのある暴力的要求行為の抑止としては不十分であるという問題があるほか、中止命令や再発防止命令は個別の組員に対して発出されるものであることから、異なる組員によって次々と暴力的要求行為が行われた場合に対処することが困難であるという問題がある。

こうした状況に対処するため、暴力的要求行為等に伴う暴力行為による市民生活に対する危険を防止するための規制を新たに設ける必要がある。

(2) 規制の内容

ア 指定暴力団員又はその要求等を受けた者が、暴力的要求行為等が行われた場合において、当該行為に関連して凶器を使用して人の生命又は身体に重大な危害を加える方法による暴力行為を行ったと認められ、かつ、更に同様の暴力行為を行うおそれがあると認めるときは、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、期間及び当該暴力行為により人の生命又は身体に重大な危害が加えられることを防

止するため特に警戒を要する区域（以下「警戒区域」という。）を定めて、当該指定暴力団員の所属する指定暴力団等を特定危険指定暴力団等として指定するものとする。

イ 特定危険指定暴力団等の指定暴力団員が警戒区域において又は警戒区域における人の生活若しくは業務の遂行に関して暴力的要求行為等を行ったときは、当該指定暴力団員を処罰することとする。

ウ 特定危険指定暴力団等の指定暴力団員が暴力的要求行為を行う目的で警戒区域において又は警戒区域における人の生活若しくは業務の遂行に関してその相手方に対し面会の要求等を行うこと及びこれらの者につきまとい若しくはその居宅等の付近をうろつくことを禁止し、違反行為を中止命令及び再発防止命令の対象とする。

エ 警戒区域内に在る特定危険指定暴力団等の事務所がアの暴力行為の謀議等の用に供されており、又は供されるおそれがあると認めるときは、公安委員会は、当該事務所の管理者及び使用者に対し、その使用を制限する命令を発出することができることとする。

## 5 法令の名称・関連条項とその内容

現行の暴対法第9条（暴力的要求行為の禁止）、第12条の3（準暴力的要求行為の要求等の禁止）及び第30条の2（損害賠償請求等の妨害の禁止）

## 6 想定される代替案

(1) 指定暴力団員又はその要求若しくは依頼を受けた者が、暴力的要求行為等に関連して凶器を使用して人の生命又は身体に重大な危害を加える方法による暴力行為を行ったと認められ、かつ、更に反復して同様の暴力行為を行うおそれがあると認めるときは、公安委員会は、期間を定めて、当該指定暴力団員の所属する指定暴力団等を指定し、当該指定暴力団等の指定暴力団員による同種の類型の暴力的要求行為等を罰則による処罰の対象とすることとする。

(2) (1)の場合における指定暴力団員による以下の行為に対して、指導・警告等により対処する。

暴力的要求行為を行う目的で人の生活若しくは業務の遂行に関してその相手方に対しつきまとい等を行うこと。

上記の暴力行為の謀議等の用に供されており、又は供されるおそれがあると認めるときにおいて、当該指定暴力団等の事務所を当該指定暴力団等の活動の用に供すること。

## 7 規制の費用

(1) 遵守費用

改正案については、特定危険指定暴力団等の指定暴力団員は、警戒区域において又は警戒区域における人の生活若しくは業務の遂行に関して行われる暴力的要求行為等を行うことができなくなるが、金銭的負担や作為義務が課されるものではなく、新たな遵守費用はほとんど生じない。

代替案については、一定の類型の暴力的要求行為等を行うことができなくなるが、金銭的負担や作為義務が課されるものではなく、新たな遵守費用はほとんど生じない。

また、指導・警告等を受けた指定暴力団員は法的義務を課されるものではないため、遵守費用は想定できない。

(2) 行政費用

改正案については、公安委員会に特定危険指定暴力団等の指定事務に係る費用が発生する。代替案についても、公安委員会に指定暴力団等の指定事務に係る費用が発生する。

(3) その他の社会的費用

改正案及び代替案について、上記の費用以外に増加する費用は想定されない。

## 8 規制の便益

改正案については、特定危険指定暴力団等の指定暴力団員による暴力的要求行為等を直罰をもって禁止するとともに、暴力的要求行為を行う目的でのつきまとい等を禁止することにより、暴力的要求行為等及びこれに伴う暴力行為を抑止することができるものと考えられる。

代替案については、罰則による処罰の対象となる暴力的要求行為等が一定の類型に限られているところ、暴力団員はその資金獲得活動を多様化させており、様々な類型の暴力的要求行為等を敢行するおそれがあることに鑑みれば、その他の類型の暴力的要求行為に伴って暴力行為を行うおそれがあり、暴力的要求行為等及びこれに伴う暴力行為が十分に抑止されるとはいえない。また、暴力団は、「その団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」であるところ、任意手段である指導・警告等では、暴力的要求行為等及びこれに伴う暴力行為が十分に抑止されるとはいえない。

## 9 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

まず、改正案の費用と便益を比較すると、費用の点では、特定危険指定暴力団等の指定事務に係る行政費用が新たに発生することが想定されるが、便益の点では、暴力的要求行為等及びこれに伴う暴力行為を抑止することができ、費用以上の便益があるものと評価することができる。

また、改正案と代替案を比較すると、費用の点では両者ともほとんど差が出ないのに対し、便益の点では、代替案よりも改正案の方が暴力的要求行為等及びこれに伴う暴力行為を抑止することが期待されることから、改正案の便益の方が大きいといえることができる。したがって、代替案よりも改正案を選択することが妥当であると評価することができる。

## 10 有識者の見解その他の関連事項

平成23年10月から12月にかけて「暴力団対策に関する有識者会議」（座長：川端博明治大学法科大学院教授）において暴力団対策の在り方に関して幅広く検討が行われ、平成24年1月に報告書が取りまとめられたところ、同報告書において、本規制を含む暴対法の一部改正骨子案について、基本的に了承する旨の言及がなされている。

## 11 レビューを行う時期又は条件

改正法の施行後、規制の適用状況及び暴力的要求行為等に伴う暴力行為の発生状況等

を勘案し、本規制によってもなお暴力的要求行為等に伴う暴力行為による市民生活に対する危険の防止が困難な情勢に至った場合等必要と認められる時期にレビューを行う。